

建築物省エネ法 気候風土適応住宅の解説 説明会



気候風土適応住宅「いかだ丸太の家」

平成28年及び令和4年の法改正を経て、令和7年4月1日より建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令附則第2条の所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた戸建て住宅であることにより同省令第1条第1項第2号イに規定する外皮基準に適合させることができると認めるもの(気候風土適応住宅という)については、外皮基準の規定は適用しないこととなりました。

また、令和7年4月1日より、戸建て住宅を含む原則全ての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられました。

三重県内でも伝統的構法で建てられる住宅では、外皮計算では計れない省エネを考慮した設えや、地域の気候風土に適応した住宅が根強く見受けられることから、一般社団法人三重県建築士事務所協会、公益社団法人日本建築家協会東海支部三重地域会及び一般社団法人三重県建築士会と所管行政庁である三重県が協力して気候風土適応住宅の認定基準策定に向け検討を行っています。

のことから、外皮基準の適用除外を規定する建築物省エネ法の告示第786号について、設計者及び施工者に広く認知いただくことを目的として、下記内容にて解説及び説明会を開催いたします。

重視している 観点・特徴	外皮性能を重視した 一般的な基準適合住宅	地域の自然環境に応じた 気候風土適応住宅
	外皮断熱 空調設備	接式・形積・空間構成 構工法 養育形成 住まい方
基準の選択	断熱性能等級4	786号1項 全国一律の認定基準 786号2項 所管行政庁でつくる認定基準
外皮性能	地盤により UAI値 0.46~0.87以下	適合義務なし
エネルギー消費量	一定の基準以下	一定の基準以下

開催日時 令和8年1月19日(月)18:30~ 受付18:00~

開催場所 サンワーク津 2階 大会議室

定員 100名(先着順) ※定員になり次第締め切ります

内容

- ・建築物省エネ法における気候風土適応住宅とは
- ・他県の所管行政庁における独自基準の事例紹介
- ・三重県における独自基準策定に向けての検討について

参加費 無料 ※テキスト含 (「気候風土適応住宅」の解説 2024年度版使用)

申込方法 下記URLまたは二次元コードよりお申込みください

<https://forms.gle/tRwundNtEJGbHenj9>



<主催> 一般社団法人三重県建築士会・公益社団法人日本建築家協会東海支部三重地域会・一般社団法人三重県建築士事務所協会
<後援> 三重県(予定)

<お問合せ先>

一般社団法人 三重県建築士会

〒514-0003 三重県津市桜橋2丁目177-2 三重県建設産業会館3階

TEL: 059-226-0109 FAX: 059-225-4281 Eメール: kenchikushikai-mie@nifty.com

※お申し込みの際に取得した個人情報は、本説明会にのみ使用し、その他の目的にて使用することはいたしません。

また、本会の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。



2単位